

一般かかりつけ医と精神科医の連携強化事業実施要綱

1. 目 的

かかりつけ医と精神科医との連携体制を強化し、地域におけるうつ病等精神疾患に対する医療提供体制の充実を図る。

2. 事業内容

(1) 連絡協議会の開催

各都市医師会単位での定期的な連絡協議会の開催により、地域の実情に応じた具体的な連携内容の検討や確認を行い、精神科医とかかりつけ医の日常的な連携体制を構築する。

1) 協議会委員（案）

- ①かかりつけ医師
- ②精神科医師
- ③学識者
- ④産業医
- ⑤精神科精神保健福祉士
- ⑥看護師 等

(2) 県域全体及び地域での連携のための研修会等の開催

統一した様式を用いた、かかりつけ医から精神科医へのうつ病等精神疾患の疑いのある者の紹介方法や、紹介先の医療機関を受診しない患者への受診勧奨の方法について、各医師会単位で研修会を開催し、かかりつけ医と精神科医の連携強化を図る。

1) 研修内容（案）

- ①地域におけるうつ病等精神疾患に関するかかりつけ医の役割
- ②精神科医とかかりつけ医との連携について
- ③未受診者への対応方法について
- ④症例検討（不眠・身体的不調が主訴の内科医からの紹介事例等）

2) 研修対象者

かかりつけ医、精神科医

(3) 協力費（1 医師会）

連絡協議会	<u>200,000円以内</u>
研修会	<u>200,000円以内</u>

(4) 対象経費

1) 連絡協議会

委員謝金、旅費、郵送料、印刷費、茶菓代、人件費

2) 研修会

講師謝金、旅費、印刷費、賃借料（会場代）、図書購入費、人件費

※懇親会費は対象経費となりません。

※上記にないものについては事前にご相談下さい。